



秘

114
A2615

現行郡制ハ全國各府縣中未ダ施行セザル
 東京京都神奈川岡山廣島香川ノ二府
 縣ニ至リタルモ之ヲ施行シタル後僅ニ一
 年ニ至リタルモ之ヲ施行シタル後僅ニ一
 奈良三重滋賀岐阜福島岩手和歌山愛媛佐
 賀官崎鹿見島一府十五縣ノ郡費ヲ以テ成
 蹟ニ徴スル府縣ニ依リテハ郡費ヲ以テ成
 他ノ事業ニ補助スルモ多クハ郡費ヲ以テ成

郡制
廢止
後廢止
處理事務權限及郡制

大正十一年
贈丹

1898



ノアリト雖特ニ郡事業トシテ經營セラル
ノ殆ト罕ナリ甚シキニ至テハ郡ノ像莫上
揚載スルモノハ單ニ會議費豫備費等ニ過
キサルモノアリ彼ノ郡視學ノ費迄ノ如キ
ハ小學校令ノ規定ニ依リ之ヲ支辨スルモ
今郡ノ行政區畫タル固有ノ事件ニアラズ
ハ暫ク措キ其ノ真ノ行政區畫トナリタル
ハ大寶令ニ於テ初メテ之ヲ見ル爾來郡ニ
郡司郡代等ヲ置キ其ノ行政事務ヲ掌理セ
シメタリ明治四年廢藩置縣ノ際郡町村ヲ
區畫シテ大小區トナシタリシカ十一年七

月郡區町村編制法ヲ制定シテ舊制ニ復シ
地方ヲ劃シテ府縣ノ下郡區町村ト爲シ二
十三年郡制發布ノ當時ニ至レリ去レハ郡
ハ古來一ノ行政區畫ニシテ未タ曾テ自治
ヲ認許シタルコトアラズ
之ヲ既往ニ徵シ之ヲ現在ニ鑑ミルニ郡ハ
行政區畫トシテ之ヲ存スルノ必要アルハ
固ヨリ言フヲ俟タズト雖自治團體トシテ
存置スルハ大ニ考慮ヲ要スルモノアリ彼
ノ戦後ノ經營トシテ兵事教育勸業等諸般
法令ノ制定セラレヤ一ニ郡長ヲシテ其
ノ事務ヲ管掌セシメサルハナキモ是レ皆

内務大臣

郡制廢止ニ関スル法律案

明治二十三年五月法律第三十六號郡制ハ明治三十三年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

郡制廢止後郡會ノ職務権限並郡行政ノ處理方法ニ関スル法律案

第一條 法律中郡會ノ職務権限ニ屬スル事項

ニ関シテハ追テ法律ヲ改正スルマテ、間命令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 郡費ヲ以テ支弁スル事業並其ノ財産營造

物ノ處理方法及之ヲ承継スルニ干所村組合ノ組織ニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第三條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス